

〔翻 訳〕

マルクスと私

—犯人の筆跡—

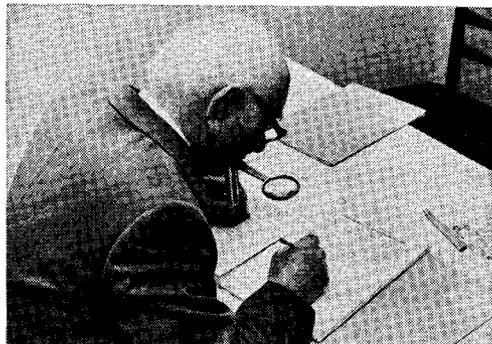
Kurt Müller

尼 寺 義 弘訳

この記事は DDR（ドイツ民主共和国）の週刊新聞『WochePost』1980年52号に掲載された Kurt Müller に関する通信である。原文の表題は『Die Handschrift des Täters』、副題は『Auf den Spuren der K』である。クルト・ミュラーはマルクスとエンゲルスの手書き原稿の解読者として国際的に知られている。彼は思想上の二人の巨人の筆跡を克明に分析し、解読の体系化に成功した歴史的な文献、通称『ミュラー入門書』¹⁾を著わした。彼の研究が世界中の人々から待ち望まれている MEGA（メガ——歴史的・批判的なマルクス・エンゲルス全集）の刊行を大きく前進させたことは疑い余地のないことである。『ミュラー入門書』は今日ベルリンのマルクス・レーニン主義研究所はじめ文献解読の専門家にとって必読の教科書として生かされている。

本訳文がメガ刊行の基礎である「解読」の担い手クルト・ミュラーの履歴をとおして学問の発展が何によって支えられてきたかをお伝えすることができれば幸である。少し私事になるが彼はベルリンの Karl Marx Allee に住み、何度か訪れた私をいつも心よく迎え入れ親切に質問に答えて下さった。また貴重な資料も拝見させて頂いた。映画になった彼の筆跡研究上の業績を1984年1月の或る日ベルリンの Weißensee の Kino Toni でみることができた。ここに感謝の意を表す。訳出にあたり Humboldt 大学の Dr. Klaus Leciejewski と Friedrich Schiller 大学の Dr. Arndt Kröber そして東京の DDR 日本大使館の公文等氏に貴重な御意見を頂戴した。厚く御礼を申し上げる。

「ちょっと待って下さい」とクルト・ミュラーは言って、感激に満ちた様子で心地のよい安楽椅子から身をおこし二、三步で書棚に近づいた。少しみて一冊の本をとりだし刑事のための教科書をもって来た。彼はその本を開き、手で



マルクスの筆跡「鑑定」中のクルト・ミュラー

書かれたテキストの2枚の写真を見せた。クルト・ミュラーの顔は思い出が呼びおこす満足感で満ちている。退役少佐で筆跡の専門家は1952年にあった犯罪の逸品を示した。

当時ドレスデン州のある都市で空巣が犯行を重ねていた。空巣はお金や宝石やその他の持ち運びやすい有価物を盗んだ。すでに120回も空巣に入っていたが、犯人の人相についての手がかりも一つの指紋も全くなかった。人民警察は住民に拡声器やピラや住民集会でこのことを知らせ注意を呼びかけた。

或る日の午前二人の年配の婦人が管区警察署へやってきた。二人はつぎのことを調書に記録した。一人の婦人は昨日の午前、隣人であるもう一人の婦人が買物に出かけているときに、その隣人のドアのベルが鳴るのを聞いた。ベルの鳴ったあとは静かであった。彼女は聞き耳をたて、じっと待ち、ついにドアを開けた。階段の踊り場に機械工の服装をした25才ぐらいの男

が、肩ごしに少し大きめの黒い革製の道具入れをかけて立っていた。彼は挨拶をし、隣人に大事な用件を伝えるためにやってきたと説明した。同時に彼は下へ降りていくために階段へすでに向かっていた。隣人と親しいその婦人は、男の親切が気に入ってぜひとも役に立ちたいと思った。彼女はどのような用件か男に話させようとした。男はそれをこぼんだが、彼女は老人がときどきやるようにがんこに男を説きふせて、せめて文書によって用件を言い残しておくようにさせた。男がメモを郵便受けに差し入れるのをみてはじめて彼女は自分の家のドアをしめた。

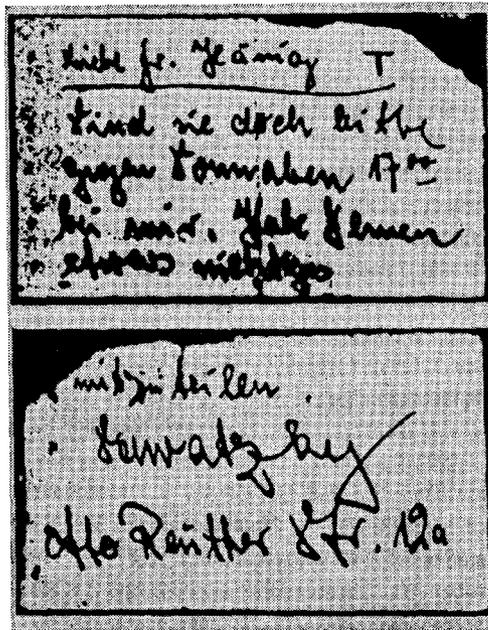
婦人二人はメモに書いてある通りへ行ってみた。家屋番号はなく、その通りには男の書いた姓のある家はなかった。そのため二人は人民警察へやってきた。というのはすでに空巢のことについて聞いていたからである。

市民二人による上手な人相書きのおかげで正体不明の人物の捜査を開始することができた——都市で、郡で、そしてベルリンへ通じる交通網で。事件を調べた刑事たちは犯人は西ベルリンへ物件を移送したと推定した。というのはこれまで盗品が DDR 国内で現れたことがなかったからである。

その翌日ベルリンのドイツ人民警察犯罪研究所筆跡比較部門の長であるクルト・ミュラーは容疑者が書いたメモを受け取った。そのメモには全部で22の文字と数字が書かれている。紙片のすみが欠けていた。その欠けた部分はおそらくそのページがちぎり取られたときメモ帳にくっついたままであろう。“これを書いたのは誰か”という捜査にあたっている刑事たちの研究所の専門家への質問は当然のことであった。この質問はそのメモによって答えることはできなかった。比較手段がこの時点ではまだなかった。こうして専門家たちは正体不明の書き手の探索のためにクルト・ミュラーの方法を応用することを決定した。²⁾

ミュラー小佐はみずから正体不明の人物の筆跡——書体、その大きさ、その構え、行の間隔

と進み具合、単語と単語との間隔、字母の外的形式、たとえば字母の構成と造りのような独自の諸特徴——を分析した。彼はつぎのようにまとめた。たとえ名前と住所が偽ったものであったとしても筆跡はありのままに速い流れのように書かれていてどのような偽装の特徴も示してはいない。書き手はおそらく都市で住みしかも土地感のよいものである。というのは彼は中心の通りをさけて小さな通りを選び、その名前も同じく流れるように書いていたからである。筆跡というものは書き手が誰かということを確認するときに役立つ。筆跡専門家はそれでただちにどのようなつぎの手がうたれねばならないかを述べた。すなわち年齢が20才から30才でこの都市に住む男の全住民の調査、すべての筆跡の分析である！素人にはほとんど思いもつかないような金と人手のかかる企てである。



犯人の残したメモ

ドイツ人民警察の各職務部門の共同作業は当時すでによく組織されていた。クルト・ミュラーに指導された共同研究班はまもなく1万2千からなる筆跡書類を比較しなければならないことを知った。メモのコピーが作られた。小佐は

すべての筆跡を鑑定しなければならない刑事たちに正体不明の人物の筆跡の固有の特徴を説明した。5日後にはある程度まで荒作業が完了した。正体不明の人物の筆跡に非常によく似た19の筆跡だけがなお問題となった。あらためて行われた分析と選びだしの結果4つの筆跡が残った。これらを吟味するために何の影響も受けずに書かれた新たな資料——質問表と履歴書——がつけ加えられた。

専門家たちはついに確信した。書き手は突き止められた。刑事たちは翌朝その男と男の職場で対決した。メモ帳は男の上着の上ポケットにおさまっていた。引きちぎられたページに欠けていたすみの部分がおメモ帳にくっついたままであった。男の家に盗品の一部が保管されていた。いろいろな尋問ののちついに男は空巣であることを白状した。最後に男はたずねた。„どうして私が犯人であることを突き止めたのですか?“

クルト・ミュラーは今日にいたるまで犯人の啞然とした顔を忘れることはなかった。筆跡は今なお数十年前と同じように78才の刑事をとらえている。犯罪研究所の協力者たちは、彼とのつき合いを続けている。マルクス・レーニン主義研究所の学者たちも同様である。というのはミュラー同志は犯罪研究者としてだけ名声を得ているのではない。彼は数年前にマルクスの象形文字とマルクスとエンゲルスの間で交わされた往復書簡に用いられた省略語とを解読し、科学的な解読のための体系——《ミュラー入門書》として国際的に知られている——を仕上げたとき、彼はマルクス・エンゲルスの研究者たちに測りしれない貢献をしたからである。ドレスデン生まれで錠前工であった職人がこのような専門家としてのキャリアをもつようになることは、かつて夢想さえしなかったことである。1920年代に彼は街頭に投げ出された労働者たちと運命を分かち合ったが、不正なことに対して闘うことを断念しなかった。クルト・ミュラーは Arbeiterturner (労働者体操協会) に入会した³⁾。1933年11月7日ゲシュタポは彼を逮捕

した。彼や他のドレスデンの青年共産党員たちがドイツ帝国議会議事堂放火事件⁴⁾ について手書きのピラヤパンフで真実を広めたときである。逮捕されたグループは捜査の終了後司直の手にゆだねられたが、裁判は1934年5月になってやっと始まった。この時期にクルト・ミュラーは筆跡について関心を持ち始めた。他の同志たちは言語、歴史、哲学を学び、彼はザウデックの《科学的な筆跡学》⁵⁾ を入手し、筆跡についての知識を大系的に完全に自分のものとした。

こうしてクルト・ミュラーがファシズムの崩壊後数カ月でザクセン州刑事局鑑識課課長代理として任命されたことはほぼ一貫しているようにみえる。彼をその任務につけたポストは前もってつぎのように言った。„クルトどうか他人がいるときは質問しないでくれ。他人が、われわれがまず必要な知識を手に入れなければならない、ということを知ることはないのだ……。“彼の刑事としての経歴のはじめには何の警察学校も、教授法すらもなかった。どの同志も秩序と安全を回復するためにナチと戦争犯罪人を追跡し、暴力団と闘うことが緊急に必要とされた⁶⁾。夜も昼もクルト・ミュラーは働いていた。彼の妻もやはり同志であるが彼の仕事の関係で当時しばしば男の子とだけで暮らした。彼の精力、情熱、不屈が驚嘆すべきものであったことを今日思い出させると彼は不きげんになる。1945年6月のドイツ共産党のアピール⁷⁾ で述べられているような新しい社会秩序のことを彼は1920年代にすでに夢みていた。彼の求めたものは彼一人の手柄というような大げさなことではない。我々は多くの友人とともにありけっして一人で立っているのではない。彼はソヴィエトの協力者たちのことを述べているのである。

民間の筆跡鑑定人と共同で仕事をするのは州刑事局の彼の任務であった。あるとき彼は二人の民間の鑑定人に、筆跡学を教えてくださいかどうか——もちろん謝礼をするわけだが——をたずねたとき、そのうちの一人が、あなたは一体何を研究していたのかと逆に問い返してきた。彼が錠前工であることを聞いたときのその人の

哀れみを込めた笑いを退役小佐は忘れなかった。„錠前工と筆跡鑑定人!!“ それはこの人にとってけっして調和するものではなかった。一年後クルト・ミュラーは配給切符を偽造した婦人に対するチタウ（ドレスデン州の小都市）の裁判でこの人と対決した。州刑事局の筆跡専門家である上級警部 対 弁護のための鑑定人である民間の専門家。裁判の始まる数日前クルト・ミュラーは裁判所へ被告の犯罪を立証する鑑定を文書で提出した。民間の専門家は、鑑定書も出さないで、被告の婦人は明らかに偽造者から除かれるべきだと陳述した。あとは上級警部のもとの職業が錠前工であったことに裁判官の注意を向けさせようとした。それに対して裁判官は自分の長い経験のなかで専門家ミュラーの鑑定ほど周到で、論理的で、信頼に足るものはないと言明した。

主任刑事にとってすばらしい時がやってきた。書き手の捜査のために筆跡を研究するという彼の歩んだ道が彼を目標へと導いた。彼はのちにそのことを数えきれないほど証明した。

今日もなお筆跡は彼を魔法のようにとらえて離さない。彼のその他の病みつきものは釣りをすることである。釣りは第2の趣味であり、そのための多くの時間があれば、針のようにとがった鉛筆を持つかわりに釣糸と釣針を持つことになる。顕微鏡のもとでの何時間もの比較という筆跡の分析はとりわけ視力を消耗するからである。そこで彼はしばしば川の辺や湖のボートに腰をおろしている。自然のもつ静けさと色彩と広大さとは正体不明の人物の筆跡を全く厳密に模写させる眼と手の力をよみがえさせる。

注

- 1) Kurt Müller: Die systematische Entzifferung von schwerlesbaren Handschriften unter besonderer Berücksichtigung

der Handschriften von Karl Marx und Friedrich Engels, Institut für Marxismus-Leninismus in Berlin 1967.

- 2) 手書きの筆跡の研究(筆跡鑑定)は犯罪科学における筆跡研究の広範な方法のなかで本質的な部分である。筆跡過程で作用する多種多様な内的・外的な諸条件が顧慮されるとき比較材料として筆跡見本がとりわけ役立っている。専門家にとってその際に基本的なことは、一つの筆跡がすべての個々の特徴の総計においてそれと一致する二人の個人(あるいはそれ以上の個人)はいない、という認識である。(〔Wochenpost 〕の解説より一訳者)

- 3) „Arbeiterturner“ についてはつぎの文献を参照されたい。

G. Wonneberger: Deutsche Arbeitersportler, Sportverlag Berlin 1956.

森川貞夫「労働者体育・スポーツ運動の歩み」、梅根悟 監修『世界教育史大系31 体育史』講談社、1972年。所収。

- 4) 「ドイツ帝国議会 議事堂放火事件」についてはつぎの文献を参照されたい。

『ディミトロフ選集』第2巻、大月書店、1972年。

長橋芙美子『言葉の力で』新日本出版社、1982年。

- 5) Robert Saudek: Wissenschaftliche Graphologie, Drei Masken Verlag München 1929.

- 6) 〉ドイツ人民警察の出生時には最も意識的な労働者たちが彼らの仕事場を——しばしば悲しい気持ちをもちながら——去って、人民警官として慣れない仕事についた。労働者階級の信頼のおける代表者たちとほかの試練ずみのアンチファシストたちから新しい民主的な警察が形成された。〉秩序、安全、援助くという基本的な考えのもとに警察は第一次の、反ファシストの、民主的な成果を防衛し、就業者の諸権利を貫徹することを援助した。〈

SED: Geschichte der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands, Dietz Verlag Berlin 1978, S. 97.

- 7) Ebenda, S. 76-88.

(1986年5月9日受理)